

「取立て」について（メモ）

「債権の取立て」とは、債権者等が、債務者等に対し、債務の弁済を求めて行う行為全般を指し、法令用語としては、当該行為の態様が不当か否かに関わらず用いられる。

「取立て」についての法律の規定の例

- 会社法（平成17年法律第86号）第481条は、「清算人の職務」として、会社の清算に当たり必要となる清算人の債権取立て権限を規定したものであり、ここで規定する「債権の取立て」は、その態様が不当な取立てを意味するものではない。

- 会社法（平成17年法律第86号）（抄）
(清算人の職務)

第481条 清算人は、次に掲げる職務を行う。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の分配

- 民法（明治29年法律第89号）第366条第1項は、質権の目的である債権の回収のために必要となる質権者の債権取立て権限について規定したものであり、ここで規定する「取り立て」は、その態様が不当な取立てを意味するものではない。

- 民法（明治29年法律第89号）（抄）
(質権者による債権の取立て等)

第366条 質権者は、質権の目的である債権を直接に取り立てることができる。

- 2 債権の目的物が金銭であるときは、質権者は、自己の債権額に対応する部分に限り、これを取り立てることができる。
- 3 前項の債権の弁済期が質権者の債権の弁済期前に到来したときは、質権者は、第三債務者にその弁済をすべき金額を供託させることができる。この場合において、質権者は、その供託金について存在する。
- 4 債権の目的物が金銭でないときは、質権者は、弁済として受けた物について質権を有する。